

## 【報告】 市バス営業所の職場環境に関する弁護士調査最終報告および今後の対応について

### 1. 調査の経緯

令和4年3月の都市交通委員会における指摘を受け、交通局市バス営業所（以下「営業所」という。）における風通しのよい職場風土や職場環境の実現に向けて、営業所におけるハラスメント等の不適切行為の実態、および現状の課題や原因等を調査するため、第三者の弁護士による調査を実施し、10月6日に中間報告を受けた。

このたび、11月2日に最終報告書が提出されたため、その概要および今後の対応について報告する。

### 2. 調査の概要

#### (1) 調査弁護士

ひょうご法律事務所 森川拓弁護士、H&S法律事務所 鈴木亮弁護士

※「神戸市職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会」の委員

#### (2) 調査期間

令和4年4月1日～11月2日

① 営業所におけるハラスメント行為の実態把握（令和4年4月1日～）

② 調査範囲をハラスメントに限らず職場における不適切な行為に拡大（令和4年6月9日～）

#### (3) 調査内容および結果（最終報告）

別紙「市バス営業所第三者調査 最終報告書の概要」のとおり

報告日：令和4年11月2日（水）

### 3. 調査結果に対する問題認識

#### (1) 組合主導の営業所管理運営

- ・従来から営業所の管理運営を営業所の管理職や本庁部門が適切に主導できず、在籍年数の長い組合役員に依存する構造となっていた。
- ・特に今回の最終報告では、特定の営業所の組合役員における研修の不受講や不適切な超過勤務手当の受給が指摘されるとともに、中間報告書及び最終報告書において指摘されたハラスメント行為及びその他の不適切行為がなされた原因や背景として、下記のような営業所における構造的な指揮命令系統の機能不全の状況及びその原因について明確に指摘された。

#### (2) 営業所における構造的な指揮命令系統の機能不全の状況及びその原因

- ・運転士の多くが長期間同じ営業所で勤務しており、営業所の安定運営に資する反面、特定の職員を中心とした派閥等による悪影響が生じた際に内部では改善しにくく、また、各営業所それぞれの都合による慣行が常態化した結果、職制側による統一的かつ適切な管理運営の妨げとなっている。
- ・営業所長は業務経験のない行政職が配置されることが多く数年で局外に異動するため、長期在籍の組合役員を頼り摩擦を避けようとする結果、指揮監督が不十分となり管理が及ばない状況が生じる。
- ・また、運転士中心の営業所運営が行われてきた結果、運転士を管理する立場であるはずの副所長や運行管理者よりも運転士の方が上位と考える者がおり、予定された指揮命令系統が機能していない。

#### 4. 調査結果を踏まえた対応

##### (1) これまでの対応

- ・職員目安箱の設置（令和4年5月1日設置済）
- ・ハラスメントの相談窓口の連絡先を記載したカードの配付（令和4年5月配布済）
- ・「職員らが安心して仕事ができる職場環境を確保」するため、「自動車部営業所人事・組織運営方針」を定めて周知（令和4年10月18日実施済）し、人事異動を速やかに実施（令和4年11月1日付実施済）
- ・統一的かつ適切な管理運営の確立を進めるため、本庁自動車部に3営業所を統括する部門を設置（令和4年11月1日付組織改正実施済）

##### (2) 交通局における今後の対応

###### ①認定された事実等への対応

- ・中間報告及び最終報告で認定されたハラスメント行為・不適切行為及び当局の対応上の問題について事実関係を調査し、関係職員の処分等を実施。

###### ②営業所管理体制の体制強化

- ・現場経験のある営業所長の配置。（一部営業所には配置済）
- ・運行管理者の資質向上、人材育成に重点を置いた取り組みを推進。
- ・本庁機能の一部を営業所へ移転することにより営業所の指揮監督を強化。（令和5年4月実施予定）

###### ③風通しのよい組織風土の実現に向けて取り組み

- ・「自動車部営業所人事・組織運営方針」に基づき、長期在籍者を中心に計画的な人事異動を進める。（原則として10年間以上の在籍は行わないことを基本とする。）

###### ④労務管理の適正化

- ・運転士による「非乗務」勤務は原則行わないこととし、会議出席や事務作業などの運転以外の業務については、その必要性を所属長において精査する。
- ・職員の出退勤管理や時間外勤務管理、終業時刻から翌始業時刻までに一定の休息時間を確保する「勤務間インターバル」の管理を徹底する。

##### (3) 第三者委員会の設置

- ・このたびの調査結果に示された内容の重要性およびその社会的影響の大きさに鑑み、条例に基づく附属機関として、第三者委員会を立ち上げ、更なる調査や、風通しの良い職場環境や組織風土の実現に向けて取り組むべき方向性について提案を求める。なお、委員会の運営にかかる事務は行財政局が行う。

名称：神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会

- ・職員間での金銭の貸し借り、時間外勤務手当の不適切な繰越申請、Z営業所で発覚した不適切な時間外勤務手当に類する他事案の有無について、継続調査案件とする。